

宅地造成及び特定盛土等規制法に係る 工事検査要領

令和8年4月

宮崎県

環境森林部、農政水産部及び県土整備部共管

盛土対策課

宅地造成及び特定盛土等規制法に係る工事検査要領

(趣旨)

第1条 この工事検査要領は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）の規定に基づき実施する宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の検査について、必要な事項を定めるものとする。

(検査員)

第2条 検査等を実施するため検査員を置く。検査員は、盛土対策課の技術職員とする。

(検査の種類)

第3条 本工事検査要領で定める検査（以下「検査等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法第17条第1項又は第36条第1項の規定に基づく完了検査（許可工事の一部が完了した場合において、工事主の申請による一部完了検査を含む。）
- (2) 法第17条第4項又は第36条第4項の規定に基づく確認
- (3) 法第18条第1項又は第37条第1項の規定に基づく中間検査

(検査等の対象)

第4条 検査等の対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法第12条第1項又は第30条第1項の規定により宮崎県知事の許可を受けたもの
- (2) 法第15条第1項又は第34条第1項の規定により宮崎県知事との協議が成立したもの
- (3) 法第15条第2項又は第34条第2項の規定により都市計画法の許可を受けたもの

(検査等の方法及び内容)

第5条 前条第1号及び第3号の検査等は次の各号のとおりとする。

- (1) 別表第1を用いて、申請内容と現地、写真及び品質証明書その他の工事関係書類との照合を行い、施工状況、出来形及び品質を検査するものとする。
- (2) 工事主、工事施行者及び必要に応じて設計者の立会いの上で行うものとする。
- (3) 写真の確認は、別表第2により行うものとする。
- (4) 第2号及び第3号に定めのない事項については、盛土対策課と工事主が別途協議の上、決定するものとする。

2 前条第2号の検査等は次の各号のとおりとする。

- (1) 検査等の方法及び内容については、盛土対策課と工事主が別途協議の上、決定するものとする。
- (2) 検査等の実施にあたっては、工事主等の立会いの上で行うものとする。

(検査の報告)

第6条 検査員は、検査等を実施したときは、速やかにその結果を検査調書（別記様式第1号）により、盛土対策課長へ報告するものとする。

(工事の指導助言)

第7条 盛土対策課長は、前条の報告によりその工事が許可内容に適合していないと認めるときは、法第20条第3項第2号、同項第3号、第39条第3項第2号又は同項第3号の規定に基づく監督処分をする場合を除き、法第17条第1項、第36条第1項、第17条第4項、第36条第4項、第18条第1項又は第37条第1項の規定による申請を受理した日から14日以内に別記様式第2号により、指導助言事項を通知するものとする。

2 前項の通知による工事が完了した際の検査等の申請については、法第17条第1項、第36条第1項、第17条第4項、第36条第4項、第18条第1項又は第37条第1項の規定によるものとする。

3 検査員は、前項の申請の受理後、検査等を実施するものとする。

4 前項の検査等については、前2条までの規定を準用する。

(検査済証等の交付)

第8条 完了検査の結果、工事が法第13条第1項又は第31条第1項の規定に適合していると認められた場合には、法第17条第1項又は第36条第1項の規定による申請を受理した日から14日以内に検査済証（省令別記様式第10）を工事主に交付するものとする。

2 確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認められた場合には、法第17条第4項又は第36条第4項の規定による申請を受理した日から14日以内に確認済証（省令別記様式第12）を工事主に交付するものとする。

3 中間検査の結果、特定工程に係る工事が法第13条第1項又は第31条第1項の規定に適合していると認められた場合には、法第18条第1項又は第37条第1項の規定による申請を受理した日から14日以内に中間検査合格証（省令別記様式第14）を工事主に交付するものとする。

附 則

この要領は、令和7年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

番号	検査の種類	項目	内容	チェック欄	
⑨	完了検査	練積み造擁壁	<ul style="list-style-type: none"> 以下項目について、許可申請書に基づき適切に実施されているか 使用材料、寸法、勾配、根入れ、目地、埋戻し、透水層 (裏込め材)の使用材料、寸法、水抜き穴の使用材料、寸法、数量、配置等 ※目詰まりの有無等についても確認 変状(はらみ・沈下・クラック等)、破損はないか ※検査員が必要と認めた場合には、注水試験又はテストハンマーによる強度試験を行う。 コンクリートは、所定の強度が得られているか 	<ul style="list-style-type: none"> 使用材料 寸法 勾配 根入れ 目地 埋戻し 透水層(裏込め材)の使用材料 透水層(裏込め材)の寸法 水抜き穴の使用材料 水抜き穴の寸法 水抜き穴の数量 水抜き穴の配置 変状 破損 コンクリートの強度 	<ul style="list-style-type: none"> 良・否 良・否 良・否 良・否 良・否 良・否 良・否 良・否 良・否 良・否 良・否 良・否 良・否 良・否
⑩	完了検査	崖面崩壊防止施設	<ul style="list-style-type: none"> 以下項目について、許可申請書類に基づき適切に実施されているか 使用材料、寸法、勾配、根入れ、透水層、埋戻し 変状(はらみ・沈下・クラック等)、破損はないか ※検査員が必要と認めた場合には、注水試験又はテストハンマーによる強度試験を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 使用材料 寸法 勾配 根入れ 透水層 埋戻し 変状 破損 コンクリートの強度 	<ul style="list-style-type: none"> 良・否 良・否 良・否 良・否 良・否 良・否 良・否 良・否 良・否
⑪	完了検査	排水施設	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地下水排除工(基盤排水層)、盛土内排水層(水平排水層)、中央縦排水層 配置、使用材料、勾配、寸法等が許可申請書類に基づき適切に実施されているか (2) 法面排水(法面以外の側溝、管等含む) 配置、使用材料、寸法、勾配、目地、周辺施設等との取付け・すりつけ状況、埋戻し等が許可申請書類に基づき適切に実施されているか 変状、破損はないか 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 基盤排水層等 配置 使用材料 勾配 寸法 (2) 法面排水 配置 使用材料 寸法 勾配 目地 取付け・すりつけ 埋戻し 変状 破損 	<ul style="list-style-type: none"> 良・否 良・否 良・否 良・否 良・否 良・否 良・否 良・否 良・否 良・否 良・否 良・否 良・否 良・否
⑫	完了検査	法面保護	<ul style="list-style-type: none"> 使用材料、寸法等が許可申請書類に基づき適切に実施されているか 法面の安定が図られているか 変状(はらみ・クラック・侵食等)、破損はないか 	<ul style="list-style-type: none"> 使用材料 寸法 法面の安定 変状 破損 	<ul style="list-style-type: none"> 良・否 良・否 良・否 良・否 良・否
⑬	完了検査	崖面以外の地表面の保護	<ul style="list-style-type: none"> 使用材料、寸法等が許可申請書類に基づき適切に実施されているか 変状、破損はないか 	<ul style="list-style-type: none"> 使用材料 寸法 変状 破損 	<ul style="list-style-type: none"> 良・否 良・否 良・否 良・否
⑭	完了検査	防災措置	<ul style="list-style-type: none"> 開発事業等実施地区の周辺へ溢水等の被害が及ばないよう対策が講じられているか(許可申請書で示した位置に排水を接続しているか 溢水はないか) 調整池等の防災施設及び外周施設が許可申請書類に基づき適切に実施されているか 	<ul style="list-style-type: none"> 溢水対策 防災施設 外周施設 	<ul style="list-style-type: none"> 良・否 良・否 良・否
⑮	完了検査 確認 中間検査	検査	<ul style="list-style-type: none"> 工事主、施工業者、設計者等が、検査を行っているか ※工事主以外が検査を行った場合は、工事主が検査結果を確認していること 	<ul style="list-style-type: none"> 検査 	<ul style="list-style-type: none"> 良・否
⑯	確認	土石の堆積	<ul style="list-style-type: none"> 堆積された全ての土石が適切に除去されているか 	<ul style="list-style-type: none"> 土石の除去 	<ul style="list-style-type: none"> 良・否
⑰	中間検査	暗渠排水管 (盛土工事)	<ul style="list-style-type: none"> 暗渠排水管の配置と規格は、許可申請書の機能を満足しているか 暗渠排水管の集水管接続部は適切に処理されているか 暗渠排水管の集水管端部の土砂流入防止措置は適切か 現況地盤からの湧水は適切に処理されているか 溪流や既設水路等の通過水流は適切に処理されているか 	<ul style="list-style-type: none"> 配置、規格 集水管接続部 集水管端部 湧水処理 通過水流の処理 	<ul style="list-style-type: none"> 良・否 良・否 良・否 良・否 良・否
⑱	中間検査	暗渠排水管 (切土工事)	<ul style="list-style-type: none"> 暗渠排水管の配置と規格は、許可申請書の機能を満足しているか 暗渠排水管の集水管接続部は適切に処理されているか 暗渠排水管の集水管端部の土砂流入防止措置は適切か 湧水は適切に処理されているか 溝掘りは適切に施工されているか 	<ul style="list-style-type: none"> 配置、規格 集水管接続部 集水管端部 湧水処理 溝掘 	<ul style="list-style-type: none"> 良・否 良・否 良・否 良・否 良・否

別表第2 (第5条関係) 工事記録写真

対象	内容	状況	出来形	品質	備考
全景	工事着手前	○	-	-	<p>(留意事項)</p> <p>台風、地震等により工事中の現場が被災した際は、災害写真等を撮影するものとする。</p> <p>構造物の写真撮影をするときは、布テープ・箱尺等の測定器具を用い、構造物の寸法が明確に読み取れるようにする。</p> <p>また、写真は全体的な撮影とし、局所的な写真のみを撮らないよう注意する。</p> <p>なお、写真撮影をした箇所が明示された平面図を添付する。</p> <p>(撮影頻度)</p> <p>施工状況写真と品質管理状況写真は、特に定めがない場合は、1施工箇所ごとに1か所撮影すること。</p> <p>出来形寸法写真は、特に定めがない場合は、概ね200mごととする。なお、200m未満の場合は1施工箇所ごとに最低1か所とする。</p>
	工事完了後	○	-	-	
材料の規格寸法	工事完了後に見えなくなる材料の規格寸法 (品質証明書がある場合は、同一の製品か)	-	-	○	
盛土	盛土材	-	-	○	
	盛土材料が所定の品質を確保しているか否かの各種試験状況 (土質が変わるごと)	-	-	○	
	まき出し厚30cm以下(土質が変わるごと)	○	○	-	
	転圧(土質が変わるごと)	○	-	-	
盛土地盤	伐開除根	○	-	-	
	表土除去	○	-	-	
	段切り施工	-	○	-	
	盛土地盤	○	-	-	
	地盤改良工	○	○	-	
切土	切土面(切土完了後かつ法面保護前)	○	-	-	
切土地盤	切土地盤(土質が変わるごと)	○	-	-	
鉄筋コンクリート造等擁壁	床掘	-	○	-	
	埋戻し	○	-	-	
	根入れ(上墨等で深さが判読できること。)	-	○	-	
	基礎砕石等	-	○	-	
	底版配筋	-	○	-	
	縦壁配筋	-	○	-	
	躯体出来形寸法	-	○	-	
	隅角部補強	-	○	-	
	止水板	-	○	-	
	透水層	-	○	-	
	水抜き穴(不可視部の寸法)	-	○	-	
練積み造擁壁	床掘	-	○	-	
	埋戻し	○	-	-	
	根入れ(上墨等で深さが判読できること。)	-	○	-	
	基礎砕石等	-	○	-	
	基礎コンクリート	-	○	-	
	裏込コンクリートの厚さ	-	○	-	
	止水コンクリート	-	○	-	
	透水層(裏込め材)	-	○	-	
水抜き穴(不可視部の寸法)	-	○	-		
崖面崩壊防止施設	床掘	-	○	-	
	埋戻し	○	-	-	
	根入れ(上墨等で深さが判読できること。)	-	○	-	
	躯体出来形寸法	-	○	-	
排水施設	透水層	-	○	-	
	地下水排除工(基盤排水層)	-	○	-	
	盛土内排水層(水平排水層)	-	○	-	
	中央縦排水	-	○	-	
法面保護	排水工(暗渠等の不可視部)	-	○	-	
	使用材料	-	-	○	
	播種	○	-	-	
崖面以外の 地表面の保護	不可視部の寸法	-	○	-	
	使用材料	-	-	○	
防災措置	溢水対策、防災施設、外周施設	-	○	-	
検査	工事主等による検査	○	-	-	

様式第2号（第7条関係）

29800-

年 月 日

様（殿）

宮崎県環境森林部、農政水産部及び県土整備部共管
盛土対策課長
（公印省略）

宅地造成及び特定盛土等規制法に関する工事の指導助言について
（通知）

年 月 日に検査等を行った下記の工事については、別紙のとおり指導助言事項がありますので、通知します。

なお、指導助言による工事が完了したときは、工事が完了した日から4日以内に、再度検査等の申請を行ってください。

記

1 許可番号

シレイ29800-

2 許可年月日

年 月 日

3 指導助言事項

別紙のとおり

担 当
電 話
e-mail

様式第2号（第7条関係） 別紙

許 可 番 号		許 可 年 月 日	年 月 日
土地の所在地及び地番			
工 事 主 氏 名			
設 計 者 氏 名			
工 事 施 行 者 氏 名			
工 事 着 手 年 月 日	年 月 日	工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
検 査 の 種 類	完了検査 ・ 一部完了検査 ・ 確認 ・ 中間検査（ 回目）		
検 査 等 年 月 日	年 月 日	適 否	適 ・ 否
検 査 員			
検 査 立 会 人 氏 名	【工事主】 【工事主代理人】 【設計者】 【工事施行者】 【盛土対策課】		
指 導 助 言 事 項			
備 考			